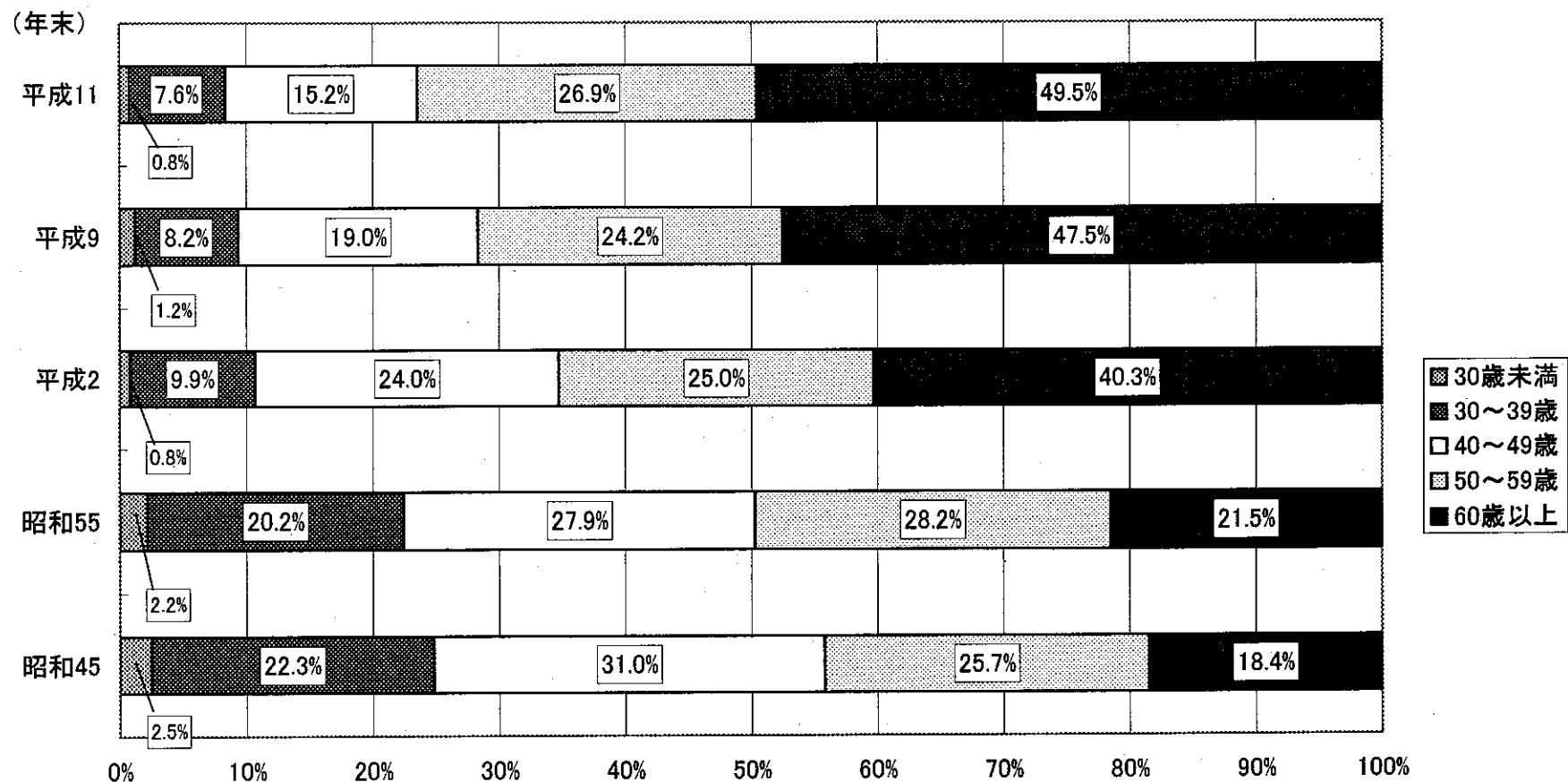


## 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)



(資料)総務庁統計局「貯蓄動向調査」より試算。

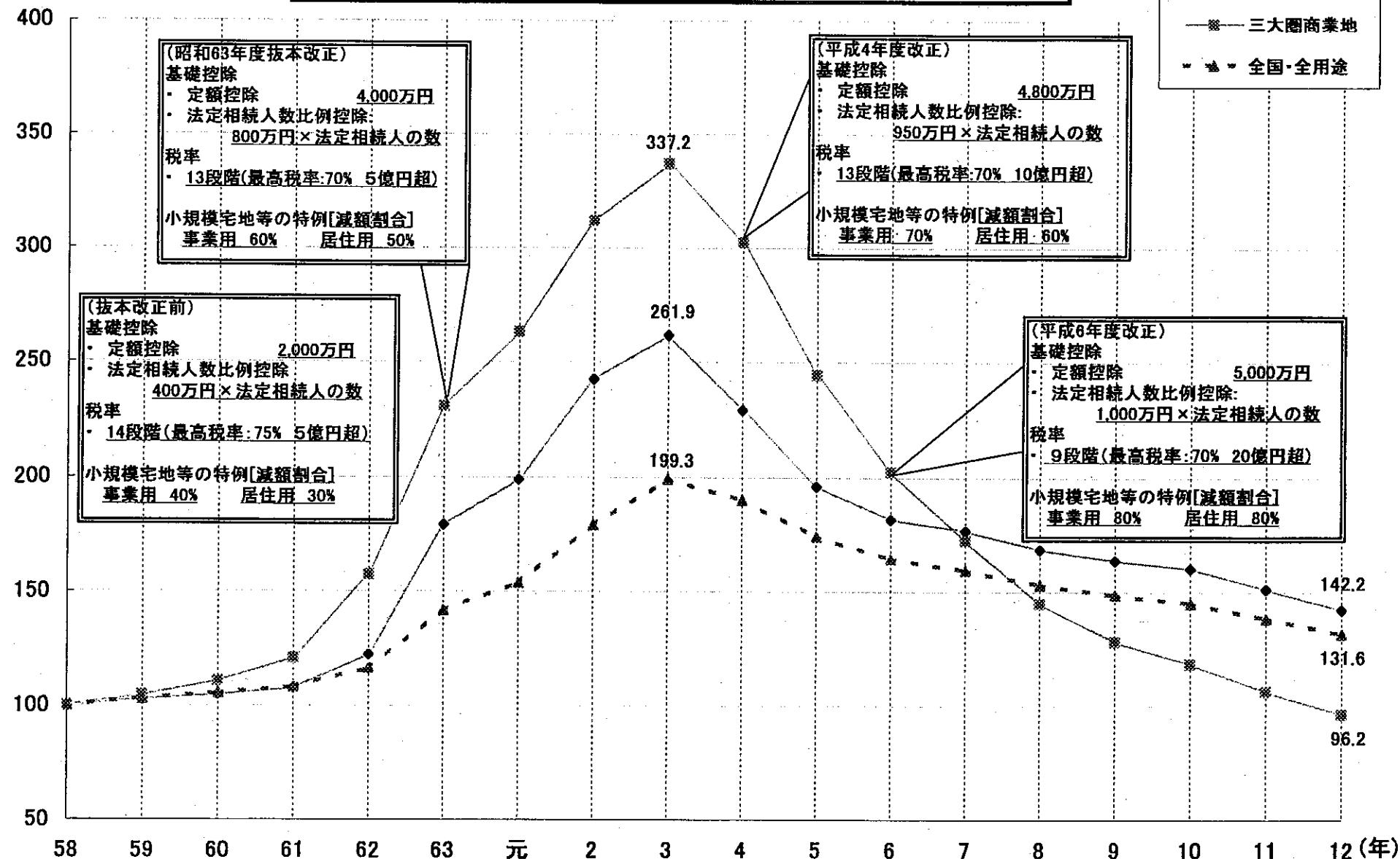
(注)貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

(指数)

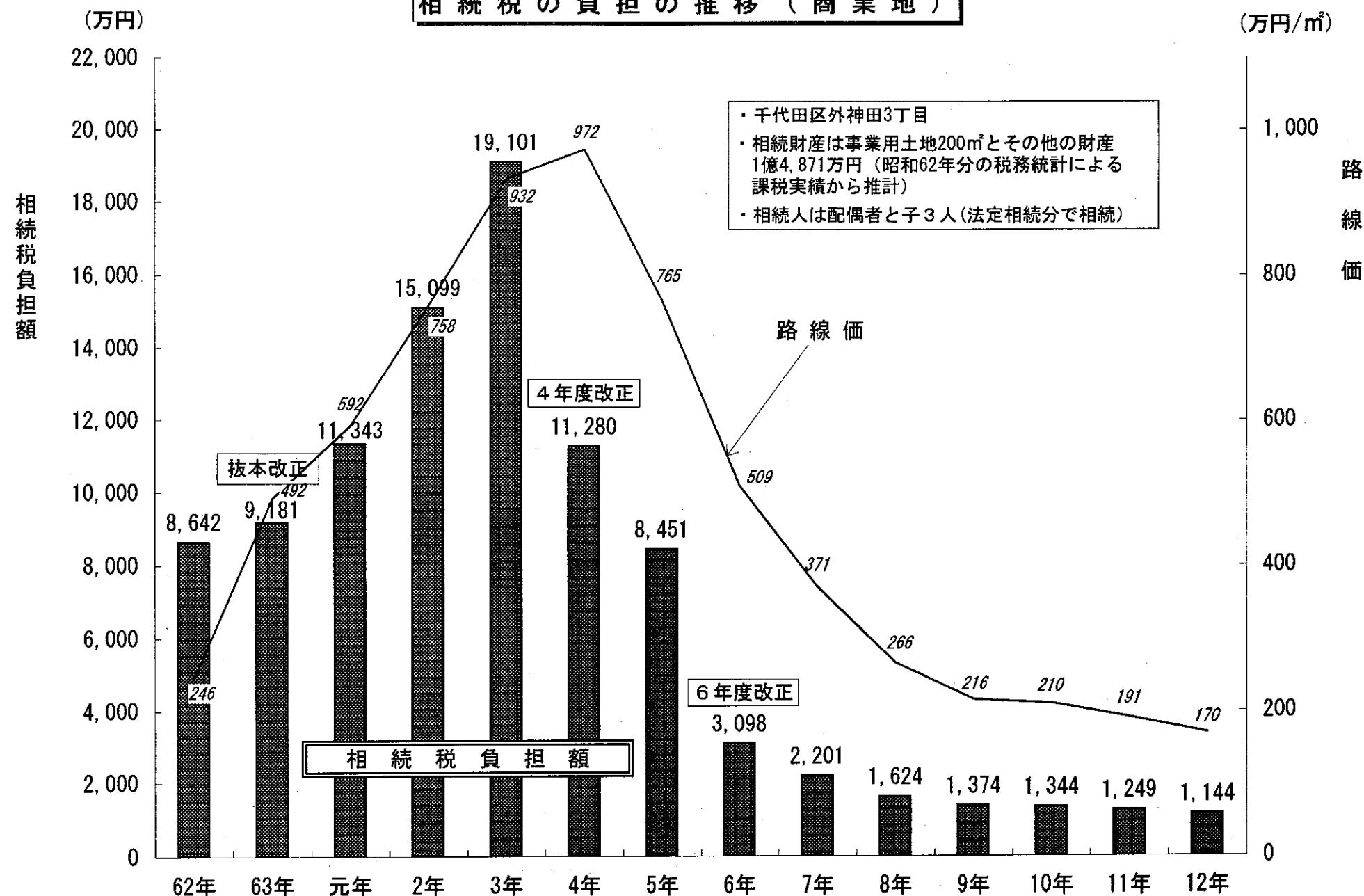
## 地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正

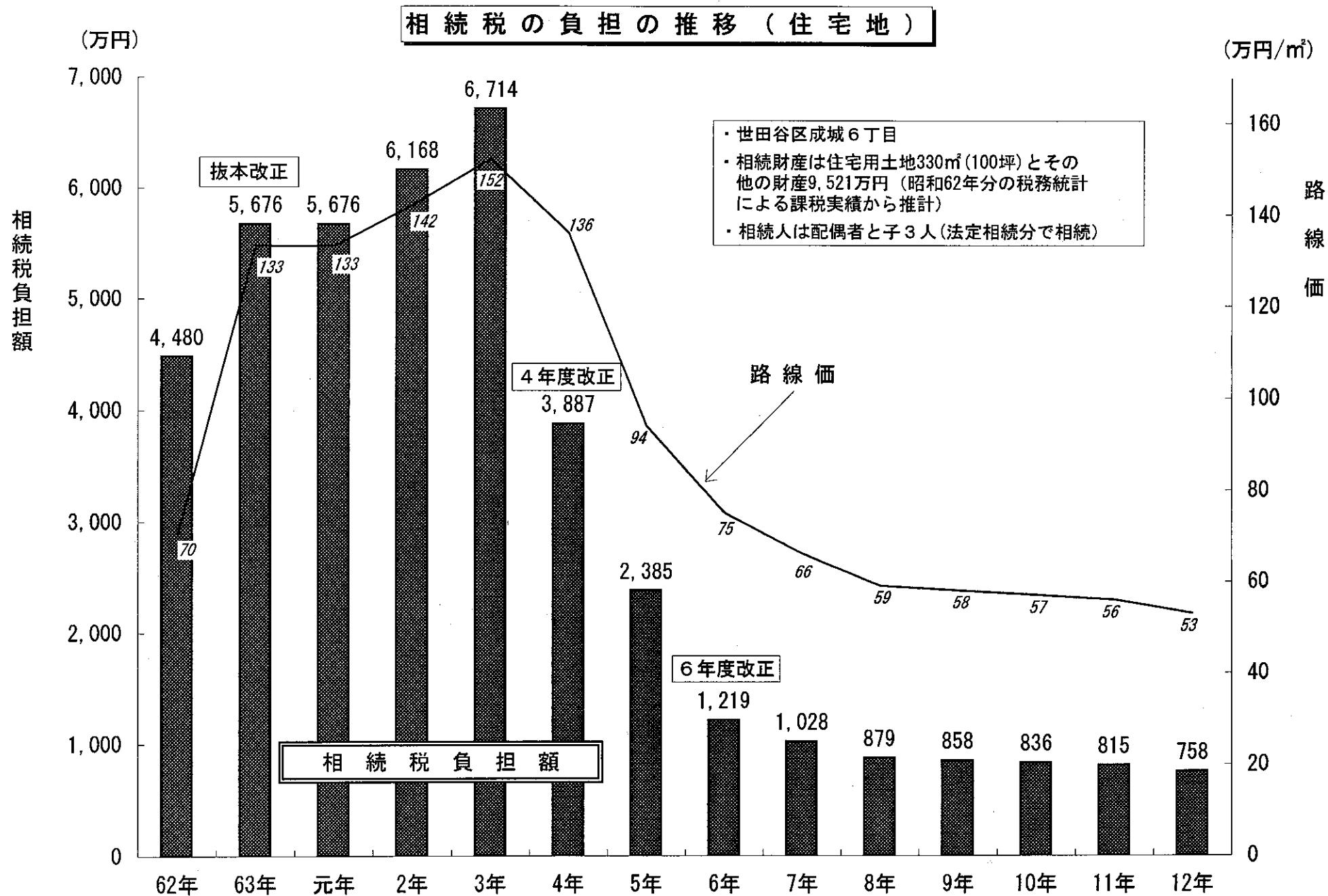
- ◆ 三大圏住宅地
- ※ 三大圏商業地
- △ 全国・全用途



(注) 小規模宅地等の特例の減額割合は、居住又は事業を継続する場合である。

## 相続税の負担の推移（商業地）





# 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21世紀に向けての社会保障」一抄一

## II 持続可能な社会保障

### (高齢者の資産の問題)

- ・ 高齢者は、若い世代と比較すると、資産を多く保有している(\*8)が、主に若年の世代の負担で担われている社会保障給付が充実し、老後扶養をより社会的に支えることにより高齢者の資産の維持に寄与する一方、最終的な相続の時点では、ほとんどの場合社会的な負担を求められることがなく、その資産は私的に移転している現状にある。
- ・ この点に着目すれば、社会保障制度の外側の問題ではあるが、資産の保有や相続に着目してより広く税負担を求めることは、給付と負担のバランスをとる方策の一つとなり得ると考えられる。

(\*8)

高齢者の資産の実態については、現役世代に比べて、ストックの積み上げが見受けられる。世帯主の年齢階層ごとに家計資産（貯蓄・不動産）の全般的な状況をみてみると、世帯主の年齢が高くなるにつれて家計資産額は増加している（ただし、この額の評価に当たっては、近年の地価の下落を考慮する必要がある。）。

- ・世帯主 40～49 歳の世帯：4,582 万円
- ・世帯主 70 歳以上の世帯：9,260 万円（「全国消費実態調査」（平成 6 年））

このうち、貯蓄については、世帯主の年齢階層別の 1 世帯（2 人以上の世帯）当たりの貯蓄をみると、高齢者ほど貯蓄は大きくなっている。

- ・世帯主 40～49 歳の世帯：1,294.1 万円
- ・世帯主 60 歳以上の世帯：2,345.7 万円（「貯蓄動向調査」（平成 10 年））

また、高齢者のいる世帯の持家率は平均で 8 割を超えており、全世帯の持家率（60.3%）を上回る状況にある（「住宅・土地調査」（平成 10 年））。

# わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—（抄）

平成12年7月14日  
税制調査会

## 四 資産課税等

### 2. 相続税

#### (3) 相続税の課題

当調査会は、最近における税制改正に関する答申の中で、相続課税に関しては、個人所得課税の抜本的見直しとの関連において、税率構造や課税ベースなどについて幅広く検討を行うことが適当であるとの考え方を示してきています。今後、そのような抜本的な見直しを具体化していくに当たっては、税制改正の流れや経済社会の構造変化を踏まえ、相続課税の役割をどのように位置付けていくかの検討が重要です。

(中略)

相続課税を取り巻く状況を総合的に踏まえると、相続課税について、ごく一部の資産家層を対象に課税するという従来の位置付けから、より広い範囲に課税していくという方向でそのあり方を検討していくことが必要と考えます。

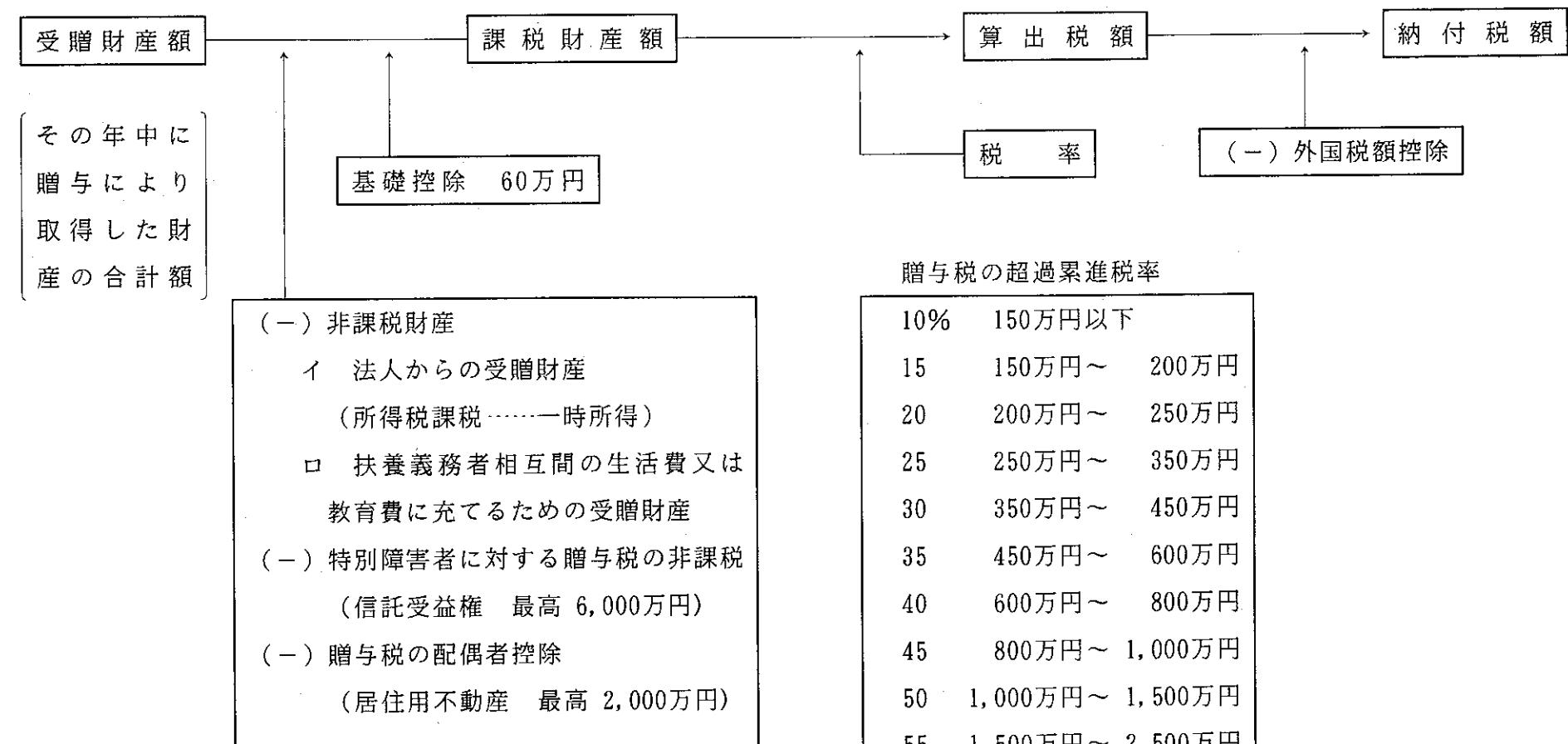
#### (5) 税率構造

当調査会は、「平成12年度の税制改正に関する答申」において、現行の最高税率は、個人所得課税の最高税率（50%）との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高い水準にあることに鑑みれば、これを引き下げる方向で考えていくことが適当であるとの考え方を示したところです。ただ、その場合、相続を原因とする無償の財産取得に対して課税するという相続税の性格を踏まえると、相続税の最高税率を個人所得課税の最高税率と同じ水準にまで引き下げるのが適当かどうかについては、慎重に検討する必要があります。

なお、税率構造については、近年、税制簡素化の観点から税率の適用区分を拡大し刻み数を縮減する方向にあります。しかし、相続税は臨時・偶発的に発生するものであり、個人所得課税におけるような各年ごとの負担累増感の問題はなく、遺産額により税負担を大きく変動させるのは適当でないので、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましいと考えます。

いずれにしても、最高税率を含む税率構造を見直す場合には、相続課税の今後のあり方に関する方向性を踏まえ、課税ベースなどの見直しを併せて検討することが適当です。

## ○ 贈与税の仕組み



贈与税の超過累進税率

10%	150万円以下	
15	150万円～	200万円
20	200万円～	250万円
25	250万円～	350万円
30	350万円～	450万円
35	450万円～	600万円
40	600万円～	800万円
45	800万円～	1,000万円
50	1,000万円～	1,500万円
55	1,500万円～	2,500万円
60	2,500万円～	4,000万円
65	4,000万円～	1億円
70	1億円超	

## 住宅取得資金の贈与に対する特例の概要

### 1. 特例の概要

昭和59年1月1日から平成12年12月31日までの間に、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税については、1,500万円（平成11年1月1日前の贈与については1,000万円）を限度に5分5乗によって贈与税額を計算する。

### 2. 適用対象者

親又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた子又は孫で、次の要件を満たす者

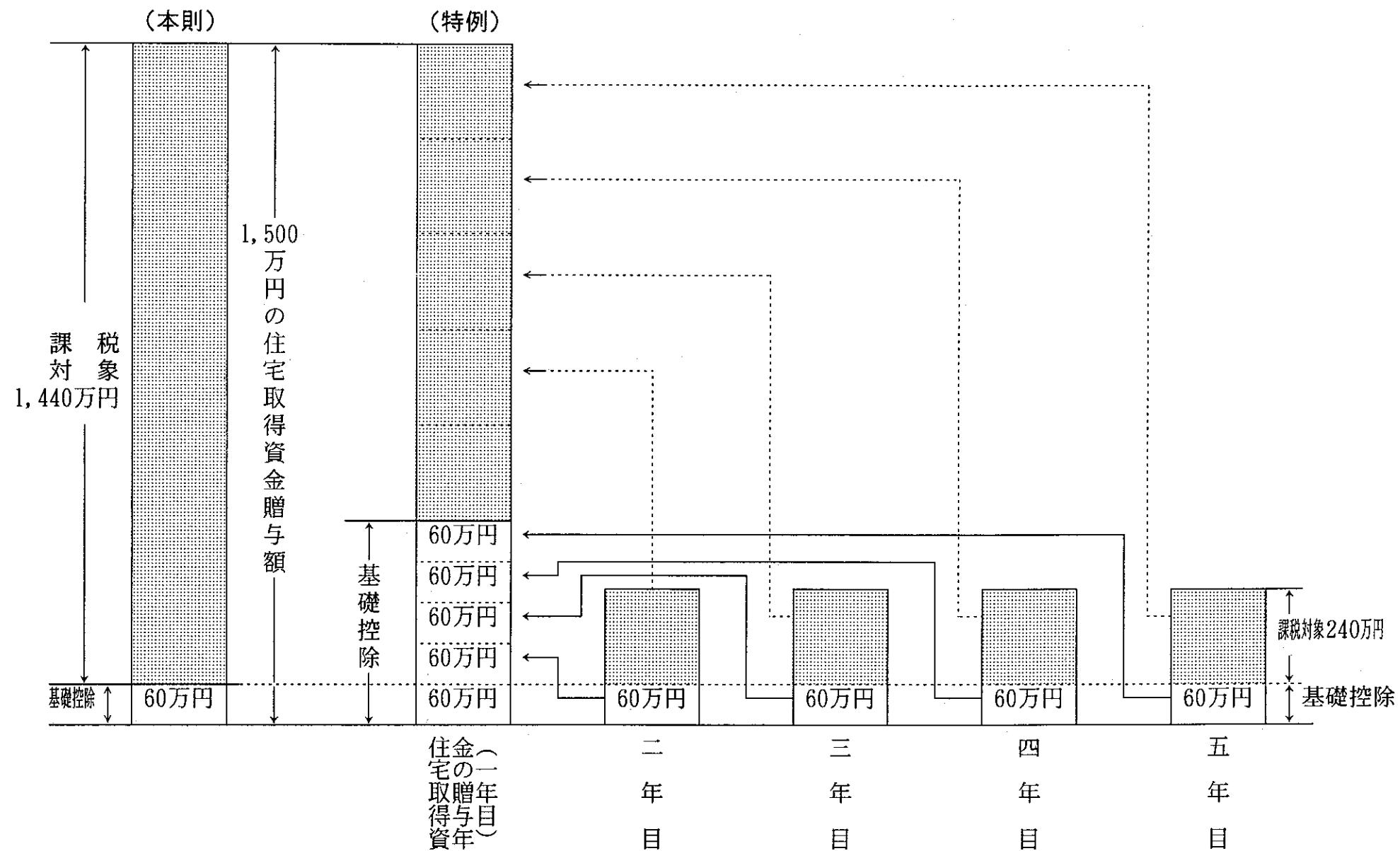
- (1) その贈与を受けた年分の合計所得金額が1,200万円以下であること。
- (2) その贈与前5年以内において自己又は配偶者の所有する住宅に居住したことがないこと。
- (3) 過去にこの住宅取得資金の贈与の特例の適用を受けたことがないこと。

### 3. 適用対象となる住宅用家屋

- (1) 翌年3月15日までに住宅の新築又は取得をし、その者の居住の用に供し、又は遅滞なく供する見込みであること。
- (2) その他の要件
  - ① 新築住宅（床面積50m<sup>2</sup>以上）
  - ② 中古住宅（床面積50m<sup>2</sup>以上）  
イ 木造  
建築後20年以内
  - ロ マンション等  
建築後25年以内

## ○ 住宅取得資金の贈与に対する特例に係る贈与税額の計算（5分5乗）の図解

住宅取得資金が1,500万円の場合



# わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択一（抄）

平成12年7月14日  
税制調査会

## 四 資産課税等

### 2. 相続税

#### (6) 贈与税

##### ① 基本的考え方

贈与税の有する相続税の補完税としての役割を踏まえれば、贈与税のあり方は、相続税のあり方と密接に関連するものであり、相続税の抜本的な見直しと関連して検討を加えることが適当です。

贈与税については、高齢化の進展により被相続人・相続人双方の年齢が上昇する中で、今後、特に親子間において、相続の機会を待つことなく財産を移転させる必要性が高まっていくのではないか、また、高齢者層に資産が偏在している状況を踏まえると、わが国の経済成長を支えている若年・中年世代への早期の財産移転が、経済社会の活性化を図る上で望ましいのではないか、との考え方があります。このような立場から、相続に対する税負担と比較すれば高い贈与に対する税負担を軽減する方向で贈与税のあり方を検討していくべきではないかとの意見がありました。これに対し、今後の税体系において相続税の有する富の再分配機能が果たすべき役割はより重要となっていくので、贈与税の負担軽減には慎重であるべきではないか、若年・中年世代への早期の財産移転を促すことに着目して贈与税負担を引き下げる場合でも、相続税の課税対象が現在のようにごく一部の資産家層に限られている状況の下では、財産移転を促す効果が非常に限定的になりはしないか、という意見がありました。

なお、仮に、贈与税負担の引下げを検討する場合には、贈与税が担っている相続税の課税回避を防止するという基本的な機能を損なわないようにすることが肝要であり、執行の実情を踏まえ、諸外国の制度も勘案しつつ、贈与税負担の水準や相続税・贈与税間の調整のあり方（注）についても検討していかなければなりません。

##### ② 基礎控除

贈与税については、現在、受贈者一人当たり年60万円とされている基礎控除額を、親子間での財産移転を行いやすくするために引き上げるべきとの意見があります。

しかし、贈与税の基礎控除は、執行当局の事務処理や納税者の申告に要する手間を勘案し、少額不追求の観点から設けられているものであること、安易な引上げは、相続税の課税回避を防止するという贈与税の機能を損なうこととなるほか、相続税の課税ベースの縮小につながり、上述の相続税の今後のあり方にも反してくるなどの問題があることに留意しなければなりません。